

## 1 定例監査

合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、予算執行、財産の管理等について、適切な執行がなされているかを監査しました。

監査の結果、47件の指摘と3件の意見・要望を行いました。

また、監査を効率的・効果的に実施するために、局ごとに「重点監査事業（事項）」を設定するとともに、各局共通の重点監査事項として「収入未済（未収）金」を設定して、監査を行いました。

主な指摘、意見・要望事項は、次頁のとおりです。

### 重点監査事業（事項）の監査結果

#### 収入未済（未収）金

収入未済（未収）金の状況は、滞納整理の強化等により減少していますが、平成17年度末現在で約1,435億円と依然として多額となっています。各局には、適切な債権管理を徹底するとともに、債権回収に一層積極的に取り組み、収入未済（未収）金を縮減するよう求めました。

監査の結果、4局に対して9件の指摘、1件の意見・要望を行いました。

#### 局別重点監査事項

これまでの監査実施結果を踏まえ、指摘等が多く見られた事業や、課題となっている事業等を中心に局ごとに設定して、重点的に監査を行いました。

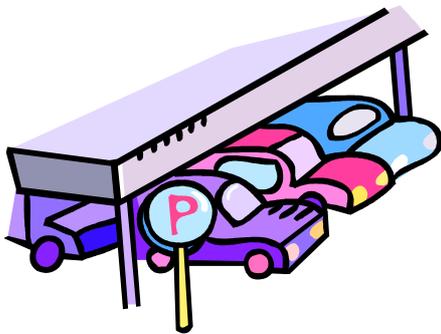
監査の結果、6局について9件の指摘を行いました。

### ▶ 土地の用途に応じ課税を適正に行うべきもの

---

主税局は、高架道路下の土地について、当該土地を積極的に道路以外の用途に供している場合には、固定資産税・都市計画税を非課税としないこととしています。

しかし、文京区税事務所管内における、首都高速道路の高架下の土地について見たところ、土地の一部が駐車場等として使用されているにもかかわらず、非課税としており、固定資産税・都市計画税約129万9,300円が課税漏れとなっていました。



(【指摘事項】主税局)

### ▶ 収入未済金の徴収事務を適正に行うべきもの 重点監査事項

---

福祉保健局における負担金、貸付金償還金、使用料などの債権の管理状況について見たところ、多額の収入未済金が生じていました。

滞納している債権を回収するには、滞納者に対し、適時に適切な徴収事務を行う必要があります。しかし、局における収入未済金の徴収事務について見ると、督促を実施していない部所があるほか、滞納者の状況調査を全く行っていないなど、適正でない事務処理が多数見受けられました。

このことから、局には、債権管理にかかる規定を定め、また、標準的に行うべき徴収事務について事務処理マニュアルを作成するよう求めました。

(【指摘事項】福祉保健局)

➤ 公園占用許可申請に際し、減免申請を適切に行うべきもの

水道局南部第一支所は、大田区内において、区立公園の敷地を占用して配水管、立坑等の水道施設を設置するときには、区から公園敷地の占用許可を受けるとともに、申請により占用料の全額免除を受けています。

ところが、大田区内の一部の公園については、占用料の減免申請が提出されておらず、約200万円（累計）の占用料を支出していました。

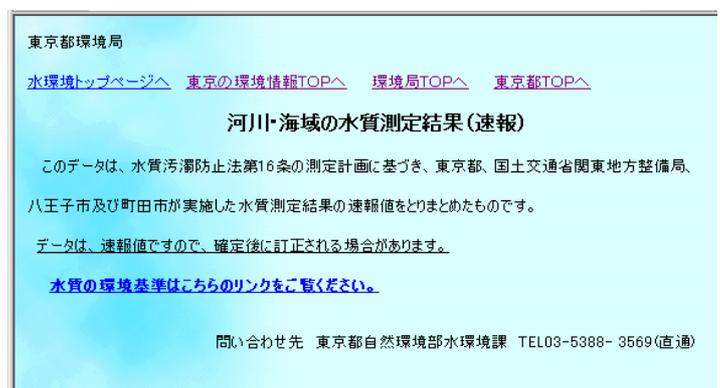
（【指摘事項】水道局）



占用料の減免申請が  
されていなかった公園  
（池上梅園）

➤ ホームページに掲載している速報値等の表示方法について  
検討すべきもの

環境局自然環境部及び環境改善部は、水質汚濁防止のため、公共用水域及び地下水の水質測定調査を実施し、汚濁状況を常時監視しています。また、測定結果を速報値として都のホームページに掲載しています。



水質測定結果の画面（環境局ホームページ）

しかし、ホームページに掲載されている測定結果には、測定項目及び環境基準類型に対する速報値のみを掲載しており、速報値を評価する環境基準値等が掲載されていないため、都民が水質の汚濁状況を理解する上でわかりにくいものとなっていました。

（【意見・要望事項】環境局）

### ➤ 車両置場使用料の徴収を適正に行うべきもの

市場が事業者団体に対して使用許可している駐車場の使用料は、市場が定めた要領により、「利用者中に占める買出人等の割合が70%を超える車両置場」には割安な料金基準が適用されると定められています。

ところで、築地市場がAに対して、買出人等の車両置場として使用許可している駐車場の利用状況は、要領で定めた適用基準を満たしていないにもかかわらず、買出人等の車両置場使用料を適用しているため、本来適用すべき使用料との差額約2,055万円（年額）が収入不足となっていました。

（【指摘事項】中央卸売市場）



築地市場